

公募公告

福井県が実施する原子力人材育成研修事業の委託業務に関する企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年3月23日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
「原子力人材育成研修事業」委託業務

(2) 公告業務の内容

別添「原子力人材育成研修事業」委託業務企画提案公募要領を参照。

2 企画提案に応募する者に必要な資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 福井県内に事業所を置く公益法人、独立行政法人、商工団体、民間企業であること。
- (2) 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者（公募公告の日から受審資格認定の申請を行った日までに、一般競争入札参加資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 提案に必要な資料

別添「原子力人材育成研修事業」委託業務企画提案公募要領を参照。

(企画提案書の提出期限は令和8年4月16日(木) 17時まで)

4 受託者の選定・契約等

別添「原子力人材育成研修事業」委託業務企画提案公募要領を参照。

5 問い合わせ先

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42

福井県エネルギー環境部エネルギー課 嶺南Eコースト計画室

TEL : 0770-47-5875